

ふなばしプレミアム付商品券

取扱店舗 募集要項



たくさんのご応募を
お待ちしております

プレミアム付商品券イメージキャラクター「カクニャン」

船橋市

ふなばしプレミアム付商品券運営事務局

市では、消費税・地方消費税率引き上げが住民税非課税の方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする、住民税非課税の方・子育て世帯向けの「ふなばしプレミアム付商品券」発行・販売に伴い、商品券を使って商品の購入やサービスの提供を受けることができる店舗（取扱店舗）を募集します。**登録、換金、振込手数料はかかりません。**

令和元年 **7月24日（水）**までにご応募いただいた店舗は、パンフレットやホームページに店舗名などが掲載されます（7月24日以降にご応募いただいた店舗はホームページのみでの掲載となります）。

1. 事業の趣旨

消費税・地方消費税率引き上げが住民税非課税の方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. ふなばしプレミアム付商品券・事業概要

発行者	船橋市
商品券名称	ふなばしプレミアム付商品券
発行総額	総額 22 億円（予定）
発行内容 冊数・内訳	総数 44 万冊（予定） 1 冊 5,000 円（額面 500 円券×10 枚）
販売価格	1 冊 4,000 円で販売
プレミアム率	25%
購入対象者	① 住民税非課税者 （住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く） ② 子育て世帯 （平成 28（2016）年 4 月 2 日から令和元（2019）年 9 月 30 日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主（対象人数分購入可能）） ※ ①、②のどちらにも該当する場合は併用して購入可能です。
販売方法	購入対象者に対して、船橋市から「ふなばしプレミアム付商品券購入引換券」が交付されます。 購入対象者は購入引換券を持参して、各販売店舗で商品券を購入します。
購入限度	販売期間内に購入引換券 1 枚につき 5 冊まで購入可能。
販売場所	市内 60 ヶ所程度（郵便局、大型店舗等を予定）
販売期間	令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 31 日（火）
使用期間	令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 31 日（火）

3. 商品券取扱にあたっての注意事項

- (1) 商品券は、取扱店舗において対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の使用対象にならないもの
 - 国税、地方税や使用料などの公租公課
 - 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ

の購入

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買
- その他、各取扱店舗が指定するもの

(3) 商品券と現金の交換は禁止しています。

(4) 商品額面額以下の使用の場合にあってもお釣りはお渡ししないでください。

(5) 取扱店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品を定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

(6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

(7) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、発行者は責を負いません。

※ 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

※ 上記の禁止行為、使用対象にならないものによる商品券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

4. 取扱店舗の参加資格

次に掲げる事業者を除く市内に事業所、店舗等を有する事業者が対象。

取扱店舗の**参加登録料は無料**です。

(1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行っている者。

(2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者。

(3) 3 (2) 使用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗等。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者。

(5) 役員等（法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（以下「暴力団員」という。）であるときその他暴力団又は暴力団員が経営に関与して

- いるとき。
- (6) 暴力団員を雇用しているとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために使用しているとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしているとき。
 - (9) 暴力団若しくは暴力団員であること又は、(5) から (8) までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させているとき。
- (10) 上記の他、船橋市が不適切と認めるもの

5. 取扱店舗等の責務等

- (1) 使用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を使用者が分かりやすい場所に掲示しPRに努めてください。
- (2) 商品券には偽造防止措置を施しておりますが、受け取る際は必ず船橋市が発行したものの確認をしてください。なお、**偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報**してください。併せて、その旨をふなばしプレミアム付商品券コールセンターにも報告してください。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知ください。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため**商品券裏面に取扱店舗名を手書きまたはゴム印等で必ず記載することとし、既に取扱店舗名の記載があるものは、受け取りを拒否**してください。
- (4) 使用済みの商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、確認のため、**取扱店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管**してください。
※ この控えがない場合は、振込み金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお、登録店舗名と裏面商品券の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 取扱店舗としての参加は、商品券の使用期間（令和2年3月31日（火））までとなります。なお換金期間は**令和2年4月6日（月）必着**です。
- (7) プレミアム付商品券の事業の運営にご協力ください。

6. 取扱店舗の登録の応募方法及び選定

(1) 応募方法

取扱店舗を希望される方は、専用ホームページの応募フォームより「ふなばしプレミアム付商品券取扱店舗登録申込書兼誓約書」に必要事項を入力の上登録をお願いします。

専用ホームページ URL <https://www.funabashi-prem.info>

※ 6月3日（月）から応募可能となっています。

なお、複数店舗のある事業所については、一つの口座でとりまとめて登録することが可能です。

※ 専用ホームページ以外からの登録をご希望の方は、ふなばしプレミアム付商品券店舗コールセンターにご連絡ください。

店舗コールセンター ☎0120-2784-01（フリーダイヤル）

(2) 応募期間

令和元年6月3日（月）～令和2年2月29日（土）まで随時受け付けます。

※ 取扱店舗名などは令和元年7月1日（月）より順次、ホームページに掲載します。

※ 購入対象者向けのパンフレットについては、令和元年 **7月24日（水）**までにご応募いただいた場合に取扱店舗として掲載されますので、お早目にご応募をお願いします。

(3) 取扱店舗の選定

- 応募のあった事業者については、船橋市の審査を経て（2週間程度）、取扱店舗として承認し、その結果をお知らせします。
- 取扱店舗登録証明書、店頭に掲示して頂く取扱店舗表示ステッカー及びポスターは後日配布します。
- 応募内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

取扱店舗向けのマニュアルを作成します。マニュアル・取扱店舗用ツール一式は、9月以降に配布いたします。

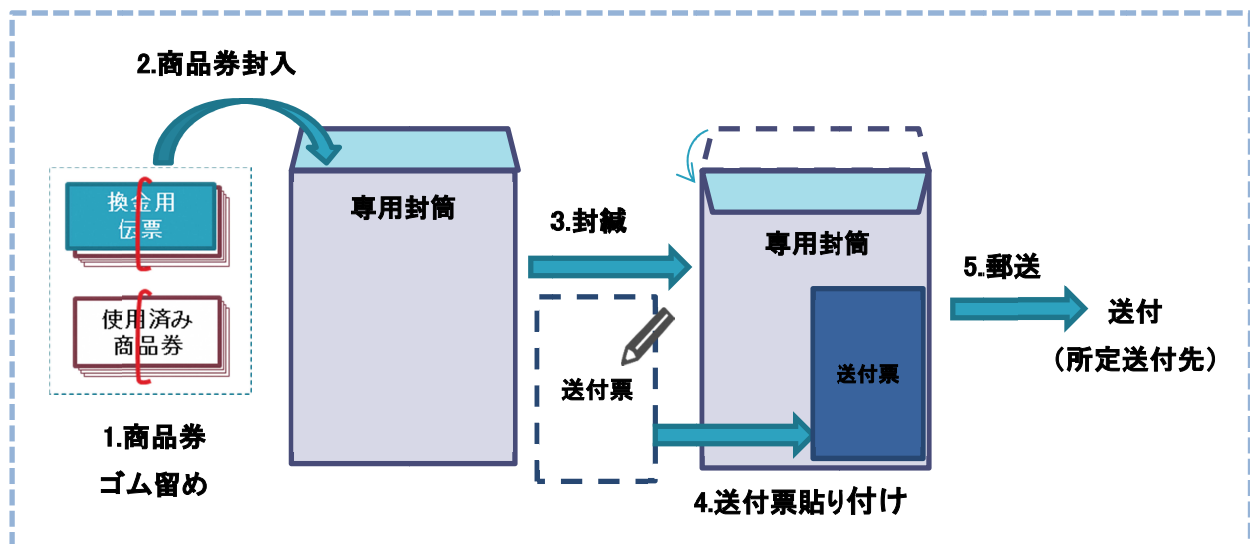
7. 取扱店舗の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金の発生が生じた場合はご請求する場合があります。

8. 換金について

換金口座	「ふなばしプレミアム付商品券取扱店舗登録申込書兼誓約書」に記入した、指定預金口座にお振込みいたします。
換金方法	商品券回収の際に使用する「専用封筒」「換金用伝票」「送付票」を事前にお渡しいたします。(取扱店舗登録後に送付いたします) 取扱店舗は回収した使用済み商品券を専用封筒に封入して所定の郵送先に発送してください。(送料無料)
換金手数料・振込手数料	取扱店舗の負担はありません。(無料)
入金手続き	毎週月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)を回収日締切日とし、回収日締切日から2週間前後で指定口座に入金いたします。
換金有効期間	令和元年10月1日(火)～令和2年4月6日(月)必着

(換金イメージ)



【お問合せ先】

- ふなばしプレミアム付商品券運営事務局 兼コールセンター
〒131-8565 東京都墨田区堤通 1-19-9 リバーサイド隅田セントラルタワー10階
TEL 0120-2784-01 受付時間 10:00～18:00 (土・日・祝・年末年始休み)
メール funabashi_premium@nta.co.jp
- 船橋市 福祉サービス部 地域福祉課
〒273-0011 船橋市湊町 2-10-18
TEL 047-436-2333 受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始日休み)
- ふなばしプレミアム付商品券 専用ホームページ
<https://www.funabashi-prem.info>